

< 川越市 >

もはや狂気の域に突入した川合善明市長！

今度は「法曹界のゴールデン・コンビ」を訴えた！

またしても「原告・川合善明」による 新 事 件 ！

8月5日午前11時、お馴染みのさいたま地裁・川越支部の法廷には、お馴染みの川合善明川越市長とその代理人・坂本慎二弁護士、お馴染みの清水勉・出口かおり両弁護士に、これもまたお馴染みの齋藤憲次裁判長が出揃っていた。

だが、いつもと違うのは今日の裁判では、原告・川合氏に坂本弁護士、とは別にもうひとりの弁護士がついた事と、住民訴訟の原告だった市民女性A氏に加えて川合氏は、なんと清水・出口両弁護士をも「被告」として訴えた事件であるという事だ。

つまり、この裁判は本紙が報じてきた一連の川合市長関連裁判とは別件の新たな事件(事件番号 令和3年(ワ)第293号)なのである。

市民女性A氏は、先の不正市道認定をめぐる住民訴訟原告団の1人だ。

当時、川合市長は「あなたは私を訴えましたね？」などというアンケートの体裁の書面を原告住民に送りつけた。

川合氏は、市民の代理人であった清水・出口両弁護士を完全に無視して、事実上、原告市民を恫喝したのである。そして、市長としてはもちろん、弁護士としての倫理も品格もない訴訟妨害だとして義憤に駆られた本紙社主・松本が、清水弁護士を代理人として埼玉弁護士会に「川合善明弁護士」の懲戒請求を行った。

これに対して川合氏は弁護士会に反論書を提出したが、その中で、懲戒請求理由と直接の関係がない市民女性A氏の実名を挙げて、A氏を中傷する虚偽を並べ立てたのである。懲戒請求事由は、22名の原告市民らに対して、法的手続きを無視して恫喝に相当する行為に及んだ弁護士にあるま

じき川合氏の暴挙であり、その反論でA氏だけを実名であげつらう必要などは皆無だ。これを本紙・松本を通じて知った市民女性A氏は、川合氏のあまりの暴挙に怒り、これまでA氏が黙っていた川合市長から受けたセクハラ事案や、別の女性への同様の言動を本紙に告発したのである。

すると、川合氏はさらなる暴挙に出た。本紙・松本に「ウソの告発をした」として、今度は市民女性A氏を訴えたのである。懲戒請求者は他にもない本紙・松本である。それにもかかわらず、川合氏はA氏を標的にした。

ここまでが本紙既報の「川合劇場裁判」である。

その後起きた事件が、この日の第2回口頭弁論となった本件だ。この新たな事件で川合氏は、清水・出口両弁護士が市民女性A氏の陳述をウソだと知りながら裁判に提出したことが不法行為だとして、なんと清水・出口両弁護士を訴えたのである。しかも、川合氏は同じ内容の主張で既に訴えている市民女性A氏を、この新たな事件にも被告として連座させたのである。

裁判所に張り出される事件名には「被告 清水勉 外」と記載されている。川越市長・川合善明氏は、もはや「狂気の域」に突入したとしか言い様がなかろう。

すでに始まっていた「狂気の裁判」

実はこの裁判の第1回口頭弁論は、およそ2ヶ月前の6月17日に擬制陳述（ぎせいちんじゅつ）で行われた。擬制陳述とは、裁判所からの呼出状に書かれた期日に出頭できない理由と答弁書を事前に裁判所に送れば、1回目の口頭弁論期日には出廷しなくても良い制度のことだ。初日期日は裁判所が勝手に決めて出頭要請をするため、訴えられた方からすれば急に都合を合わせて出廷するのが難しいことが普通で、その点に配慮した制度だろう。

A氏の代理人には、清水弁護士と同期の谷合周三弁護士が着任し、清水・出口両弁護士は「本人弁護」である。本紙は、川合市長による狂気の裁判が新たに開廷したことはもちろん知っていたが、前日期日では具体的な口頭弁論が見られないため、この日の第2回期日を待つて本件事件を報じる編集方針であった。

一般市民女性を「異常な執念で狙い続ける」川合善明市長

主張が成り立っていない「弁護士」の訴状

この事件で川合氏は、A氏と清水・出口両弁護士のいったい何が不法行為だと主張しているのか？ つまり川合氏は、わざわざ2件の個別の事件として、

最初の事件ではA氏を訴え、今回の事件ではA氏に加えて代理人の清水・出口両弁護士まで相手取って不法行為だと訴えたのである。川合善明市長は執拗な執念でA氏を標的として狙い続け、挙げ句、その代理人の弁護活動それ自体を不法行為だと訴えているのだから、やはり狂気の沙汰でしかない。

要するに川合氏は、飲酒の場で酔ってはカラオケの席で複数の女性の体に触れているというA氏の証言は虚偽であって、それを陳述書として裁判所に提出した清水・出口両弁護士も不法行為に及んだという主張で、個別の新たな事件として訴えたわけだ。今回期日でA氏代理人・谷合弁護士と清水・出口両弁護士は、原告・川合氏に対して求釈明（釈明を求めるという書面）を出していた。

川合氏が、市民女性A氏の嘘が名誉毀損であるとも言っていたからで、被告側は川合氏に対して、いったい何がどのような名誉毀損になるのかの主張を明確にしろという釈明を求めたのである。

訴状の詳しい内容について、清水・出口両弁護士は明らかにしなかったが、他の川合原告訴訟を見れば、その支離滅裂さは本紙にも容易に想像がつく。

そして、川合市長に「いつでも優しい」さいたま地裁・齋藤憲次裁判長が、原告準備書面の整理を指摘している最中、川合市長は手元の書面を見たまま、「うんうん、なるほど」と言うように頭を上下に何度も頷いていた。支離滅裂な自らの準備書面の、いったい何を理解しているというのか。

「川合市長」と「川合弁護士」は「別人格」なのか？

さて、本件事件の発端は、本紙社主・松本自ら埼玉弁護士会に出向き「川合善明弁護士」を懲戒請求した日に遡る。

すると川合弁護士は、弁護士会懲戒委員会に提出した反論書において、A氏と元埼玉県議・渋谷実氏が情実関係にあるかのような中傷する内容を記載した。そのことを本紙・松本から聞いて知ったA氏は激怒した。

元々、A氏は川越市の民生委員として「川合市長」と面識があった。だからこそA氏は「酔いどれカラオケ皇帝」たる川合氏の酒席での、常識外れの振る舞いを実際に目撃していたのだ。川合氏は、防御の為なのか矛先を市民女性A氏に向け、彼女が元県議の情実関係であるかのように弁護士会に「虚偽の弁明」をしたことは冒頭に述べた通りだ。一連の川合氏の言動のすべては、とても市長だの弁護士だのとは思えない「ガキの口喧嘩」の次元である。しかし、ここで面白いことに気がつく。「川合善明弁護士」の行状はいざ知らず、「川合善明市長の夜の素行」については、これまで幾度も社会的立場の違う人々に目撃されているの

だ。川合市長は、コロナ禍が予見されだした昨年2月の新年会に公務として参加し…公務としてコンパニオンと手をつなぎながら…公務としてカラオケを披露しており、その公務の様子は一市民の手で写真に撮られている。小林薫市議もブログで何度も取り上げ議会質問でも川合市長に問い質している。また別の機会でも川合市長は、市議らも同席した某スナックでハメを外し、その場にいた小林市議に「あなたは市長なんだから、行動に注意したらどうだ」と注意されている。

川合市長が小林市議を訴えたのは、同氏のブログについてである。

「川合市長」と「川合弁護士」は「川合善明」という名の同じ人間だが、どうやら「川合弁護士」は、女性問題にことさら強く反応するようだ。

「川合市長」の場合は、公務として公衆の面前で女性コンパニオンと手をつないでカラオケに興じ、その市長としての姿勢を問われた議会で「手をつないでカラオケすることの何が問題なのか」と恥じる様子もなく答弁するが、それは「市長職」という制度的に担保された権力があってのことだ。

これまで散々、川合市長を調査してきた本紙でさえ「川合弁護士」の実態は殆ど知らない。本紙社主・松本は元川越市長の川合氏の父親は知っているも「川合弁護士」の存在さえ知らない。まさか「川合市長」とは別人格の「川合弁護士」は、単にスケベだと思われることが裁判沙汰を起こすほどの名誉感情の持ち主なのだろうか？ もちろん、そうではない。

異様な怨嗟(えんさ)で「市長職」を「逆用」

本紙読者ならばご承知の通り、元県議・渋谷氏と川合市長は犬猿の仲だ。というより、川合市長のほうが一方的に渋谷氏を嫌っていると言っている。その原因を探ることなど不毛だ。市長としての振る舞いについて進言した元同窓生の側近(特別秘書)を、携帯電話のメール1通で辞職させる空前絶後の「おれ様市長」に、人と敵対するに至るような整合性ある理由などはないのである。

川合氏は「おれの敵」と交流がある人間は、市民だろうが弁護士だろうが敵と位置づけるだけで、そこにはまともな事情さえないのだ。川合氏の、小林市議に対する訴訟もまったく同質の独裁者気分によるものだという事は、その主張のデタラメさからも明らかだが、川合氏は「市長職」という権限を、これら自分の怨嗟を晴らすために逆用していると言えるだろう。

簡単にいえば、裁判官は「市長職」に配慮するはずだという、日本では常識とも言える司法の体質を、川合氏は知っているからである。川合市長がその手応えを掴んだ契機が、本紙でも詳しく報じた「コレクト行政！事件」であろう。

<コレクト行政!連絡協議会 過去記事>

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe30

川合市長と後援者との癒着疑惑、官製談合をさいたま地検に告発し、告発記者会見を行った任意団体「コレクト行政!連絡協議会」が、川合氏に訴えられ、最終的に名誉毀損が認められ川合氏が勝訴した事件である。この時の原審裁判長が、本件事件に限らず川合氏が市議や複数の市民を訴えている**事件の裁判長でもある齋藤憲次判事**だ。

川合氏は「この裁判長なら自分を勝たせるはずだ」という自信でもあるのか、次々に低次元の事件を裁判所に持ち込むが、その原点が「コレクト行政!」事件であったことで間違いないだろう。だが、少なくとも本件事件に関する**齋藤裁判長の訴訟指揮**は、特段に川合氏を有利に扱っているという場面は見られなかった。本紙の印象では、裁判長も川合氏には内心、辟易しているのではないかとさえ見える。

川合善明氏は、女性の人権無視という点でも「市長職」の権限を逆用する。

つまり、川合氏は一般的な「市長」のイメージに乗じて「市長たる自分が酒席で女性の体を触ったりするはずがなかろう」とでも言いたいわけだろうが、前述の通り「川合市長」の行状は多くの女性に噂される。

川合氏の女性に対する行状が、法的局面でどの程度明らかにされるかは不明であるものの、そもそも噂の域でさえ、「市長職」にある人物にこのような話がついて回る事自体、他の自治体首長に容易に見当たるものではなからう。

そこには「相手が自分より弱い立場なら、人権も人格も踏んづけて問題なし」とばかりに思い上がる、川合氏の卑小で姑息な人生観そのものが浮上する。

「法律」を「知らない弁護士」?

本件事件によって、市民女性 A 氏に新たな代理人・谷合弁護士が着任。裁判後、昼食の席で清水・出口両弁護士も交えての法律談義になった。

—清水勉弁護士—

不法行為と一口に言っても単純じゃない。いろいろな法律構成があるんです。法律家なら、嘘つきが名誉毀損だとは言いません。だから気に食わないことを言ったら名誉棄損じゃないんだよ、法律的には。だけど、原告(川合氏)の主張はそういう吟味を全然していないんです。弁護士3人揃っているのに…

新たに川合関連事件の被告代理人として、川越市の狂気に足を踏み入れた谷台弁護士に、今後の方針をコメントしてもらった。

—谷合周三弁護士—

清水さんと出口さんからの求釈明に対して、原告から釈明に答える形で、不法行為の主張を整理した第1準備書面が提出されましたが、裁判所は、その一部について主張内容の整理が不明確として、原告の主張を整理しました。

原告の主張を整理特定しておかないと被告側からの反論に対して、原告が不利と感じたら主張を変えてくるような事態があり得るので、まずは原告の主張を明確に特定しておくことが、当方にとって重要と思います。

本日の期日では、清水さんと出口さんによる求釈明と裁判所の整理によって、原告が主張している不法行為の内容が特定でき、当方からの反論のターゲットを特定できたものと考えています。次回の、原告からの反論及び主張補充を待つて、当方からの反論を検討したいと思います。

川合市長に対してのコメントは、本期日の段階では、特にありません。

つい先日も、「某市長」の批判記事ばかりの本紙には読者も辟易しているだろうと書いたばかりだが、一般市民女性を相手にここまで異常な事件を作ってはひとり悦に入っている川台善明氏は、市民が辟易しようが無視しようがお構いなしの暴走市長である。誰が止められるのか？

新たな事件での次回第3回口頭弁論期日は、9月30日10時30分。
法廷だけは新しくはない、いつもの、さいたま地裁・川越支部である。